

大小一揆

北 西 弘

序

大小一揆（享祿の錯亂）は、從來加賀一向一揆の崩壊過程を示す一現象として語られる事が多かった。然し今日我々の手懸けようとするそれは、その問題意識において従前と異なる。課題の焦點が、村落構造の研究を基本として、本願寺の在地支配の變動や、さらにそれと織豊政權成立との内的連關を究むべき要點にしばられたからである。⁽¹⁾

問題をこのようにインサイリーブなものとし、それを單なる郷土史的興味から脱却させ、そのしむる日本史的位置を鮮明ならしめた人として井上鋭夫氏をあげうるであらう。氏は、日置謙氏によつてその全貌をあらわにされた加賀一揆を、理論的に體形づけたといつても過言ではあるまい。申すまでもなく氏のはたした大小一揆研究の諸成果は、『石川縣の歴史—中世史—』^{十六世紀における}『本願寺經濟の一考察』^{（新潟大學法經論集）}『封建社會における眞宗教團の展開—大小一揆論—』^{（新編）}においてあます所なく語られている。その成果はいづれも爾後の研究に貴重な足掛を與えるものとして推賞されてよからう。而してこのような氏の業績に前後して筆者も又、

「享祿の錯亂について—^{加賀山内庄を中心として—}」（大谷學報三四—二）「中世における眞宗寺院と在地の諸關係」（印度學佛教學研

究五)を發表した。然るに今回、はからずもその所説は、氏の「大小一揆論」において手きびしい批判を蒙る事となつた。

愚稿はいづれも紙數を限られた小稿であり、つくし得ぬ點も多く、その説く所は抽象論に墮したきらいがあつた。然し幸い此處に機會を得たので、本稿では井上氏の批判にこたえつゝ前者の缺をおぎないたいと思う。

一

長享二年、加賀守護富樫政親を倒した一向一揆は、その後享祿年間、所謂大小一揆の分裂を生じ、教團は兩派に別れて相頷する。

この分袂の對抗勢力はいうまでもなく、Ⅰ超勝寺・本覺寺・下間賴秀・同賴盛の派とⅡ加賀三山の坊主(波佐谷松岡寺・若松本泉寺・山田光教寺)・四郡の傳の兩派である。然も前者には山内衆・白山衆徒・三河坊主衆Ⅲ實圓等がつき普通大一揆と呼稱され、本願寺方をなす。後者には富樫二郎・加賀長衆數百人(或は一國同心の國衆)・全劔宮衆徒・隣國越前守護朝倉氏・能登守護畠山氏等が合力し、これを小一揆方という。⁽³⁾

而してこの亂の原因については從來多く、『白山宮莊嚴講中記錄』や『反古裏』等という如く、本願寺方の領土的野心とそれに反する三ヶ寺方の平和主義若しくは保守主義において語られた。勿論眞僞の程は、記錄の價值批判をもつて嚴正に批判さるべきであらうが、然し錯亂の經過や動向からいつてこうした評價は沒却さるべきものではない。唯これだけの所説ではあまりにも抽象的であるため、筆者は先掲の愚稿を草し、兩者の性格を辯別しそのズレを具體的にあとづけようと企圖した。かくして兩者のズレを在地の土地關係から眺め、領有權、所有權に對する對應の仕方が兩者相異している事を指摘した。即ち超・本二寺方が本役押領の領主權侵害を行うとともに下級所有權への場を中

小名主層に残したのに對し三ヶ寺方のそれは在所衆（門徒農民）の經濟的動向に掣肘を加えつゝ莊園領主の領有權に保證を與える性格的動向にあつたと述べた。然るに今回、井上氏はこの私見が所詮、顯誓の亡靈を除き得なかつたと評し、大略左の如き批判を下していられる。〔大小一揆論〕

(A) 國衆と在所衆は、事實兩派の中に認められ超勝寺方がより多く在所衆に近似性をもつていたという例證を缺いている。換言すれば、超勝寺方にたつたのが中小名主層で、三ヶ寺方には國衆（長衆）が随つたという例證をあげることが困難である事。

(B) 中小名主層が超勝寺側についた近似性について、私が四郡の傳等が名主職を保有して在所衆と對立的關係をもつ可能にあつた事を光徳寺の場合を例としてひいたが、その光徳寺又錯亂にあたつての動向が不明であるという事、

(C) 三ヶ寺方の平和主義を論ずるが、三ヶ寺派の國人洲崎は小坂庄や越中大海郷にまで押領の手を伸ばしているから、その論義に矛盾があるという事、

(D) 兩派對比の場合、對遮的な面のみを圖示しないで、その共通面をも考慮に入れて考えねばならない事、井上氏の批判は大體以上の如くである。以下項をあらためて、その逐一について辯じよう。

二

(一) 氏は國衆と在所衆が兩派の中に認められ、超勝寺方がより多く在所衆に近似性をもつたという例證に缺けているという。

この批判にこたえる前にまづ、近似性という事についてことわつておこう。

超勝寺方が、いう所の近似性を在所衆にいだかしむる契機として、大まかにいつて二通りの面があつたと考えられ

る。一つは氏も指摘される如く、特に實如滅後、近松連淳との關係を媒介として本願寺宗主に近接した超勝寺の權勢に對する宗教的な近似性であり、今一つは經濟的理由に依るものである。

申すまでもなく、大坊主分の在地における經濟的存在性、中でも領主層との關係が、在所衆の經濟的展開に掣肘を與える場合、在所衆はそうした領主層に對峙する超勝寺方につく事は自明の必然であらう。一方若し三ヶ寺方につく在所衆があるとするならば、それは在所衆の經濟的展開が領主層（既往の）その他の抵抗を受ける事少く、順調に實現されているような場合、超勝寺方の領主權確保と擴張がかえつてその掣肘となり、必然對峙せしめられて協調したものと解してよいであらう。

このように大小一揆と在所衆の相互間における近似性は、理論的にいつてもその經濟生活を基盤とし、それらの歴史的條件に順應して考えらるべきものである。然し大まかにいつて中世末期の在地動向は、在所衆と超・本二寺方の近似性を可能ならしむる諸條件にめぐまれていた。猶若し、如上の必然をはずれた勢力の結合があるとすれば、それはむしろ、權力による屈伏として、戰略的に把握さるべきものであらう。以下、如上の諸事情を一、二事例にもとづいて考察してみよう。

① 國衆と超・本二寺方の對峙性についていえば、時代は下るが天文日記にそれを語る記述が多い。例えば、天文五・五・二條に依れば、直江村新右衛門がその兄彦太郎の跡職を郡中の指令で申し受けたが、下間備中の反對にあつている事、又同五・十二・廿八の條に加州芝原市の目代跡職に關し、國衆の一人河合八郎左衛門は組内の忠節者鈴木五郎左衛門にその知行を申しつけたが、超勝寺息刑部卿内者ふるや彦四郎、彼の芝原市子恩知行すべきの由申し、これに反對している事を記している。さらに下るが、天文十七・八・十八、同十七・九・五の條にみゆる超勝寺に對する徳田縫殿助、富岡新五郎の念劇企圖も、こうした動向の上に立つものとして考えてよからう。さてこれらの記事

は、領主權を侵害し、時にはその土地や職の所有權にまで容喙する大一揆方に對する土豪國衆の對立性を示すものに他なるまい。

『白山宮莊嚴講中記錄』に國衆等一國同心して大一揆方に對したというが、その理由も此處に明白であろう。猶、井上氏は同記錄に、三ヶ寺方をなして山内諸口を留め、然も破れて牢人した數百人の國衆の他に、越前能登越中三ヶ國武士亂入の際（享祿四年十月）山崎窪市でそれに對陣した國衆のある事を示している。而して後者のそれは前者と異り、事件の成りゆきを觀望していたもので、後に本願寺勢の來援をみて大一揆側に立つたものであると解しているがいかゞであろうか。後者の國衆とは、山内衆若しくは有力在所衆を指すものではあるまいか。天文日記等所出の（例えば私記天文二〇・二・二條）後生御免候、國衆の數からいつても、氏のいう如き第三者的立場から後、本願寺方に從つた國衆の存在は、確實な史料で實證し得ぬ限り斷言出來ないであろう。

② 次ぎに超・本寺方と在所衆の經濟的近似性を在所衆と大坊主分の關係に相即させて考えてみる。このため事例を河北郡金津庄（加茂社領）並びに隣郷輕賀野（八坂社領）にとつてみよう。

兩郷の領有事情は、文明年間から天文年間にいたりいちぢるしい變化を示す。

文明十三年十一月九日付祇園社記に依れば、本覺寺は輕賀野（刈野）の本役分年貢を違亂しているが、延徳年間同郷はさらに光德寺と關係を結んでいる。即ち延徳二年八月十七日苅野（＝輕賀野）百姓中あての八坂神社文書に依れば、在地農民の本役難澁の上に光德寺との經濟的宗教的な關係が結ばれ、兩者の近接は順調に進められていた。然るに天文年間に到り、當地域における光德寺の位置は、老、在所衆の村落結合の上に安座し得なくなつていた。この事情を實證するためまづ、兩郷に關する天文日記所出の記事を紹介しておこう。

① 天文五・四・廿四日條（金津）

② 五・九・十二日條（輕賀野）

- | | | | | |
|---|---|---------------|---|------------------------|
| ③ | 〃 | 五・九・廿五日條（輕賀野） | ④ | 五・九・廿六日條（輕賀野） |
| ⑤ | 〃 | 五・閏十・廿八日條（金津） | ⑥ | 六・三・四日條（金津 天文日記及び謂付日記） |
| ⑦ | 〃 | 六・四・十九日條（五番組） | ⑧ | 六・十二・十九日條（金津） |
| ⑨ | 〃 | 六・十二・廿二日條（金津） | ⑩ | 七・二・八日條（金津） |
| ⑪ | 〃 | 七・九・七日條（金津） | | |
- まづ①の記事に

「從加州河北郡五番半金津之庄、彼庄之事如前々木越光德寺ニ申付候ニ付而、爲禮

惣中より三百疋到來候。」とある事に注意しなければならぬ。此處にいう「申付候」の内容は、重要な意味をもつものではあるがこれだけではいかにも難解である。同日記の他の用例と参照しても、(一)庄を領主へ返付候へと申付けたのか(＝領主不知行の間申付けた)或は反對に(二)光德寺自身の當郷さばき方を申付けたのか判然し得ない。

然し今、先記した諸記事をこれに参照する場合、申付の内容を(一)の場合のものとしてよからう。勿論充分な史徴と斷ずるには未だはゞかる所もあろうが、⑧に金津庄より兩使並びに一書來つて、無體に木越光德寺が成敗を加えるのを迷惑がつている事、⑩に同庄を郡として引直し一方本願寺は光德寺に曲事の由下知している事、⑪に同庄を光德寺、洲崎が押領した事に對し、本願寺は度々申付（この場合は勿論、押領停止の申付）けて來た事等々に徴し、かく考えて大差あるまい。然もこのように考える時、①に記するが如き本願寺の申付けに對する惣中よりの返禮は、注意さるべき事實であろう。從來、光德寺に貢納して來た當庄ではあつたが、天文年間には、庄のさばき衆と在所衆の對立が明確化し、在地構造はいちゞるしい變化をとげていた。然も此處で前者には光德寺が、後者には大一揆方備中が近接していたと考えたい。⑤の記事に依れば天文五年十月備中の金津庄押領があるが、これは勿論、在所衆との近接

を基盤とする押領であつたと考える。⑥に、金津庄は一應、領主加茂社の手に還つたが、然しその内七ヶ所は備中が未だに押領しているといふ、然もそれを「人ニトヤラン、在所ヘトヤランやりたると云々」というが、正にその近接動向を内容的に示してくれる記述ではある。さらに又、⑧④には、上洛中の輕賀野さばきの衆四人が、在所において何處へ貢納しているか存知しないと申し不審がられているが、これは在地構造の對峙性（さばき衆と在所衆）を前提として初めて納得出来る事實であらう。⁽⁶⁾

かく、在地の變動と、各個勢力の動向に即して備中の動きや光徳寺のあり方を具體的に把握すべきであらうし、その對峙性を通じて大小一揆分婁の經濟的理由を規定すべきであらう。

就中、在所衆の經濟的政治的展開の究明は、今後さらに重視されねばならない。天文日記五・三・廿九日條に、本願寺が旗本三人に折紙すると共に今一通在所へも沙汰した事を記しているが、これと下田長門別心に際しての誅伐事情は（七・二・八日條）郡衆として結集し、新しい力を生みつゝあつた在所衆の動向を示すものであつて、これを無視しては大小一揆を語り得ない。然もこうした在所衆は、その經濟生活において機をみる事は吾人の想像を絶するまでに鋭敏かつ具體的であり、その動勢は、經濟的利害關係を第一條件として規定されたものである事を忘れてはならない。

而してこのような事は、單に加賀においてのみではなく、中世末期においては一般的傾向であつた。例えば近江堅田本福寺の場合もこの例にもれない。即ち「本福寺跡書」に依れば、大坊主分と門徒の對立性は既に古くから見得る所である。本福寺はその經濟において、信賴し得ぬ對者を、

「コウノシヨクヲスルセタイカナワヌモノ、モノヲヨミカキスルモノナニヲアツクルトモチカユルモノソヤ」と斷言し、反對に信憑すべき「物ヲアツケテ違ヌ人」を、

「佛法ノ志アリテコトニセタイ心安有得ノ人ハ惣シテモノヲチカヘヌモノナリカ、ル人ニハイカホトアツケテモオモヒテナリ」といつている。このような批判はそのまゝ坊主分と一部門徒の對立に通するものである。

「隣郷イカナル里ニモ老ニ成テ得分アリ……御門徒ノ老ハナニヨカフリテナクサマンヤ道場ノモノヨクウタコソトクヨツカフタコソ得ナレトアレニカクシコレニカクシクイツヤスハカリ」なる一部門徒の寺院經濟に對する寄生性と、大坊主の經濟的獨占化の對立である。

而してこの矛盾にたつて蓮淳等一家衆の經濟的擴張がもくろまれる。即ちそれを跡書は

「アラヌ謀コトヲモテ當住持ノ坊主ヲ條々ノ惡名ヲイヒタテ上様へ訴、是ヲ非ニナシ非ヲ是ニナシ……御門徒ヲハナサセラレ」

その門徒を、「直參トナツケラレテワカ御身ノ御一家ノ御門徒ニメサル」と指摘している。ともあれ、「上々様ニハ大坊主ノ門徒悉ク直參ニメサレタカル、又門徒ノスエ〜マテ手次ノ坊主ニ門徒ヲカクシマワルノミニテ、コトニ直參ヲノソムハカリナリ」「ソノ國ソノ郡ニ御本寺様ノ御意ノヨキ御坊御一家様御座アラハ、ソノ御ニクミアラン坊主、ユキカタモナクチリ〜ニワカレ〜ニユキカタシラス、コシキシニコ、エシニカツエシニ、ロシ、カイタウホリセチケニタフレシマルソ」という記述にもみられる如き本福寺の悲劇は、そのまゝ加賀小一揆方のおかれた現實でもあつた。

以上によつてはゞ、在來大坊主方と超勝寺方の抗争の内容はうかゞえたであろう。然もこうした抗争が、隣國守護が小一揆方を助け、莊園領主が破門國衆を助言した事によつてもわかる如く、國衆と在所衆の對峙を契機として大一揆方が在所衆との統一政權を確立する事を恐れてなされたものであつた事も知り得たであろう。

(二) 在地大坊主が莊園領主側と相互外護的な關係を保つた例として倉月庄の名主職に補任された木越光德寺をあげたが、これに對し井上氏は、そうした所有權は坊主分に限らず、超勝寺、本覺寺もこれを有し、又大小一揆に際しての光德寺の動勢が明確でないと批判する。なるほど和田本覺寺は、文正元年頃越前細呂宜郷の別當職を有し、長祿三年頃には同國河口莊内に名田を所有している。⁽⁸⁾然しその後加賀において兩寺が名主職を所有したという史實は一體あるのだろうか。

その土地政策は、加賀において、あくまでも領有權の獲得に中心をおいていた。勿論先にもふれた如く所有權に對して全然無關係であつたとはいはないが、然しそれは天文日記五・五・二、五・十二・廿八、六・十二・廿二日條にみる如く、その家臣、内者に對する恩給の對象であつて、倉月庄における光德寺の名主職補任の立場とは本質的に異つていた。

倉月庄名主職補任⁽⁹⁾狀案は、廿一通現存するが(内四通は宛所不明)その中、補任された名主に、土豪高桑六郎左衛門、同彦太郎、光德寺茶々、光琳寺慶祐等々眞宗門侶が多い。然もこの補任狀案の内容は、年貢米錢その他諸役を沙汰仕すべき代官的名主の補任と、一圓知行の名主職補任(或いは買得知行)との兩者に區分される。

而して眞宗門侶の大部が前者の代官的名主に補任されている事は注意さるべきであらう。

文明十七年、富樫政親の、明應九年富樫泰高の、さらに永正二年十月十八日付美吉文書に依れば富樫植泰の押領違亂をうけた倉月庄領主は、そうした不安を克服すべき當面の統治策として、在地の有力寺院、門徒を代官的名主に任じその領有權を確保せんとしたのであらう。

『證如上人御遷化記』天文廿三年八月廿四日條(他宗所々より御吊被申事)に

「一、中山殿ヨリ香奠卅疋、使者高桑四郎左衛門」とある。中山殿とは申すまでもなく倉月庄の領主で、かれは門

徒土豪で然も代官名主である高桑氏を使いせしめたものであつてこれによつても門徒土豪と領主のあり方の一端がうかゞえるであらう。さらに、天文日記五・十・一日條に小川坊城知行の若子村に興修理亮が、同笠野村には山田四郎右衛門が代官となつてゐるが、これ又如上の事情にもとづくものと解してよいであらう。¹⁰⁾

猶、井上氏は大小一揆にあたつて光徳寺がとつた動勢は不明であるといふ、従つてそれを例證とする事の適當でない事を指摘する。勿論史料の點で氏の如く、不明確な點は多いが、然し氏が本文の註九十八に記していられる如く、小一揆方にたつたものと解して大差なく、『三州志（雜纂餘考卷之六）』や『昔日北華錄（卷中）』にいう如く考えておいてよからう。故にそれを、小一揆方の一例證としてあげる事も又許されてよいのではなからうか。

(三) 三ヶ寺派の國人洲崎が加賀小坂庄や越中太海郷にまで押領の手を伸ばしているから、これをもつてしても三ヶ寺派の保守平和論は矛盾していると批判される。

まづ洲崎の土地押領といはれるものを、天文日記から抽出すると左の如くである。

- ① 六・五・十五日條 （謂付日記）（天文日記） 甘露寺分、（石黒孫左衛門押領）（洲崎押領）（石川郡大桑庄本家方并豊田七村之内二口）
- ② 六・六・十六日條 （謂付日記）（天文日記） 高野三寶院領（越中太海郷）
- ③ 六・十・七日條 （謂付日記）（天文日記） 東山神護寺領（豊田村地頭職并中興保）
- ④ 六・十二・七日條 臨川寺領（大野庄亂入）
- ⑤ 七・三・十四 北山妙光寺領
- ⑥ 七・七・十九日條 叡山正觀院末寺々領（佐邦武守（天文）石川郡六郷）
- ⑦ 七・九・七日條 加茂社領（金津庄）
- ⑧ 七・九・九日條 金地院領（石川郡中興保内堀内）

等である。

まづ此處では、史料に語る押領の内容が問題とされねばならない。

而してその場合、立場と條件によつて、例外なしとはしないが、大體押領といはれるものに二通り考えられる。即ち度々ことわる如く、領有權の押領と所有權の押領である。勿論これはその地域の條件によつて規定されるものではあるが、概略大一揆方は、天文日記五・六・廿三日條においてもうかがえる如く前者にその主眼をおいたものゝ如く、小一揆方は後者に立場をおいたようである。それは基本的にいつて、小一揆方が大一揆方に比し、保守的平和的契機をより多くもつていた事に歸因する。平和的契機とは、申すまでもなく蓮如眞弟の三ヶ寺方の保守性と、掟にもとづく宗教的立場に影響されてのものであり、保守的契機とは、國衆土豪相互間の權力的牽制にもとづいたものである。されば領主權の獲得と、所有權の恩給にその魅力を發揮した大一揆方に對し、こうした小一揆方の物心兩面にわたる契機は、みづからの勢力伸張にいちごるしい限界を加える事となつたし、それは又新しい在地のうごきに對し自らを孤立化せしむる要因となつた。

次ぎに井上氏は、三ヶ寺方の平和主義をくずすものとして、洲崎の小坂庄押領⁽¹⁾をあげているがこれは肯けない。

小坂庄とは、「加州本家領謂付日記」天文四・十・十五日の條にみえる如く二條殿の所領である。然も天文日記七・八・十一日條によれば

(安か)

「從二條殿就加州成敗事、早速落居之儀被成尊書申候、太刀拜受候、又洲崎兵庫事忠節之者候間心案肝要と候て一通御禮候、合兩通也、御使侍也」といふ、いう所の押領者を外護している矛盾におち入るがいかゞであらうか、又、七・七・十九日條でその末寺々領を洲崎に押領されたと本願寺に訴え出た叡山西塔が同七・八・十二日條に洲崎河合の託言を本願寺に申し入れているが如何であらう。こうした事は、我々に押領の内容を反省すべき要を提示する。い

づれにしても小坂庄押領をあげて三ヶ寺派の立場を推論する事はしりぞけらるべきであろう。

つぎに、下間筑前が越中太田保の知行を望み、超勝寺が越中蓮沼の了珍をその末とし、さらに美濃郡上門徒について最勝寺と相論しこれを末寺化しようとしている事等から推察して、その勢力範圍を加越にとどまらず廣く越中美濃にまで及ぼそうとしている事がわかる。今、これと洲崎の越中太海郷えの進出とを照合する時、此處にも又兩者が對峙すべき必然のあつた事を知らしめられる。然もこうした兩者に對し、守護政權が洲崎を外護している事は、それに比し超勝寺の存在が、如何に愈々危みをなすべきものであつたかを（『今古獨語』）知らしめるであろう。

（四） 大小一揆、兩者對立の必然について、筆者が門徒、長、寺院における存在形態のズレをもつて解しようとした事に對し井上氏の提した批判は大體以上の如くであるが、氏はさらに進んで、兩派對立の必然性を血のみちのズレにおいて指摘しようとする。

これは蓮如・實如の時代には、本願寺・三ヶ寺對超勝寺という關係であつたが、證如時代にいたり逆轉し、本願寺超勝寺對三ヶ寺となつた事を、蓮淳の立場の上昇と、それと關係をもつ超勝寺の本願寺に對する近接性を指摘せんがためのものである。この所説は重要な示唆と妥當性を一面に有するものではあるが、然し一方、在地の勢力關係まで血のミチによつて規定しようとするならば人間社會の實相を見失ひ、その論は行き過ぎに墮する。若し氏の如く血のミチを重視するならば、松岡寺實慶が超勝寺實顯の女を妻とし、その間に生れた女子が白山寺長吏の妻となつている事實や、實顯の實母が蓮如の女蓮周であり、それは實如にとつて重要な血縁にある事、さらに井上氏の如く假りに超勝寺一派の本蓮寺が三ヶ寺側に立つたとするならば、その蓮覺の女が實顯の實母にあたるといふ事、又下間系圖に依れば、享祿四年十一月十八日松岡寺兼玄と共に自害した下間賴宣は、その反對勢力たる本覺寺蓮惠の女を母とし

ている事、等々數多い血のミチの關係を一體如何に解してよいだろうか。

以上の如く考へるならば一派における血のミチのズレが、證如時代における超勝寺と本願寺の近接理由を示す一面の手がかりとはなつても、在地における寺院相互間の關係を規定するすがたり得なり。兩者性格のズレを、血のミチのズレをもつて解そうとする事は、社會關係を抽象し、人間葛藤を現實から遊離せしむる事になりはしまいか。

むすび

以上、井上氏の批判にこたへべきはこたへたが、これによつて大小一揆の分裂事情は、兩派の在地における存存形態、就中それらの歴史條件によつて決定された土地支配のズレにおいて語らるべきものである事が判明したと考へる。換言すれば兩派の異質的な存在性が、在地構造の變革と、本願寺體制の政治的變遷に作用して現象化したものが大小一揆であつたといえよう。證如時代を規點として加賀における村落の構造はいちぢるしい變化を示している。即ち、蓮如・實如時代の在地動向は、まづ國衆士豪は相互の權力的牽制やその他の條件によつて、その領主制がきわめて未熟であつた。一方在所衆の動向もそうした國衆の限界に乗じうるまでに势力的でなく、従つて兩者間のバランスは保持されていた。然もこうしたバランスの中樞に、蓮如の血縁をはこる三ヶ寺が、その宗教的權威をもつて君臨し、その求心的な存在性はあらゆる歴史的條件に合致するものであつた。然し證如時代に至るや、在所衆の經濟的政治的展開がいちぢるしく進展し、加うるにそれが、國衆に對抗する超・本二寺を背景にもつ事によつて既往のバランスを崩壊さす。天文日記所出の旗本別心の歴史性は、正しくこの點において評價するべきであらう。勿論、大小一揆について、今後猶究めらるべき數多くの基本的な課題があるが、その分裂は、まづこうした存在形態の政治經濟的あり方のズレにおいて語らるべきものであらう。

顯誓や實悟の大小一揆方智識が、きせずして教團の記録を數多く書き残した事は、故人の單なる尚古趣味と感傷にもとづくものではなく、それは、證如以後の本願寺のあり方、さらにいえば教團の動勢に生命的な發言をこころみようとするものに他ならなかつた。我々はそうした記録の主觀性を批判する前にまづ、主觀形成の歴史的背景をくみとらねばなるまい。(一九五七、五、二〇)

註① 大小一揆に關する參考文獻

岡村利平「加賀大一揆小一揆動亂と飛彈國白川照蓮寺」飛彈史壇二ノ二(大)

岩佐巧『一向一揆の研究』(昭5)

小田吉之丈『北國の一向宗一揆集』(昭6)

蚊野豊次「大小一揆分裂の事情に就いて」(昭11)

日置謙編『石川縣史』第一編改定版(昭13・3)

稻葉昌丸「享祿の亂」續眞宗大系月報10號(昭13・4)

井上鏡夫「石川縣の歴史(中世史)」(昭25)

辻善之助『日本佛教史(中世編之五)』(昭26)

井上鏡夫「十六世紀本願寺經濟の一考察(中) 領國制の展開をめぐつて」

新潟大學法經論集三の三(昭29)

北西 弘「享祿の錯亂について 加賀山内庄を中心として」

大谷學報三四の二(昭29)

北西 弘「中世における眞宗寺院と在地の諸關係」印度學佛教學研究五(昭29)

笠原一男『一向一揆』(日本歴史新書)(昭30)

井上鏡夫「大小一揆論」(『封建社會 眞宗教團の展開』所收)(昭32)

谷下一夢「本泉寺蓮悟について」(同右所收)(昭32)

② 四郡の傳について、越賀雜記では、弘願寺・専光寺・勝願寺・光德寺の事とする。然しこれはむしろ私心記天文二十・二・二日條にいう如き四郡の長衆とすべきであろう。既に古く稻葉昌丸師も指摘している如くである。

③ 下間方を大一揆、三ヶ寺方を小一揆として来たが、逆に朝倉始末記、加越斗諍記、北國太平記、越智雜記、石川縣史改定版、石川縣の歴史等は下間方を小一揆、三ヶ寺方を大一揆としている混同なきよう注意を要する。

④ 當日代跡職は、天文日記本文の下文中断して不明な點が多いが、當職は別心によつてあげられたそれで、これの支配をもつて何合の職違亂を指摘出来ない。

⑤ 徳田縫殿助、富岡新五郎の兩名を、長沼賢海著『日本宗教史の研究』P302には超勝寺々内取立ての有力者という。

⑥ さばき衆―光徳寺、在所衆―體中といったが、天文日記五・九・廿五、同月廿六の條に當庄のさばき衆が本願寺に上番して、如上の論をくつがえすようでもあるが、然でない。本願寺に對する門侶の感情は、如何に近接しているようが超勝寺や備中に對するそれと同一視出来ない。この事は堅田本福寺、蓮淳、本願寺の關係を示す本福寺跡書に依つても判然しよう。

⑦ 七・八・十一。七・十一・二。七・十一・三。

⑧ 大乘院寺社雜事記

⑨ 補任狀案は大永七年より享祿四年に至る間の廿一通。日置謙編『加能古文書』所收

⑩ 代官任命は、下間方にも例はある。(實隆公記大永八・九・一日條等)。然しこれ又、在來坊主に對するそれとの異同を嚴密に辯別しなければならない。共に土地領有の便宜にとられた法策としての同意性はあるが、然しその與奪權のあり方において異なる。

⑪ 洲崎の小坂押領に關し井上氏はその依憑史料を提示されていない。勿論三州志等は既に一書によつてそれを記しているが一體如何なる史料によつたのだろうか。謂付日記天文四年十月十五日には小坂庄が「近年御不知行」といつているが、これに洲崎を附會したのだろうか。若しこの附會が事實とされるならば、天文四年と七年の間に年代の経過もあるから領家と洲崎の接近をその間にとつて考えられぬ事もない。然し本文に示した叡山三院の訛言という事もあるから、そうした同情的解釋はなされそうにもない。猶、井上氏は『十六世紀における本願寺經濟の一考察(中)』P72では、二條家や山門の訛言をとりあげ、それは洲崎、河合がその所領の代官に補されていた爲であるというが如何であらうか。

⑫ 天文十七・二・廿六日條(元聖安寺下)

⑬ 天文九・五・廿六日條

⑭ 越中太田保を中心とする政治的關係については井上氏が「大小一揆論」P107にくわしく論述しているから参照されたい。

⑮ 天文日記、六・八・九、六・十二・十八、七・二・八、七・二・九、七・十一・十、十七・八・十八日の諸條を參照せよ。